

特定外来生物から安曇野の自然を守る  
「アレチウリ」の駆除にご協力を

市では、生態系を壊す特定外来生物であるアレチウリの駆除に力を入れています。安曇野の自然を守るためにも、市民の皆さんのご協力をお願いします。



平成 24 年度に徳治郎区で行われたアレチウリ駆除の様子

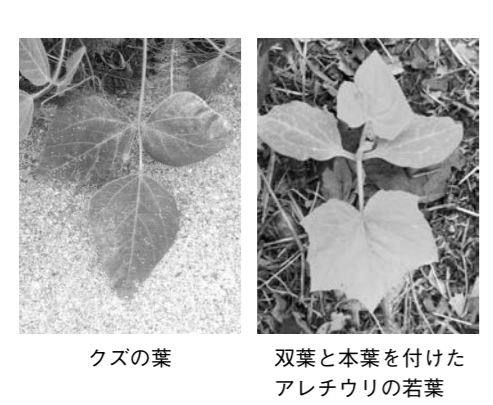
※外来生物は、人間の活動によって外国などの地域から持ち込まれた生物のことです。「特定外来生物」は、外来生物の中でも、人間の生命・身体、自然環境、農作物などに被害を与えるとして法律で指定されています。県内では、アレチウリをはじめとしてアライグマ、オオキンケイギク、オオカワヂシャなど計18種が確認されています。

**アレチウリは他の動植物に悪影響を与えます**  
アレチウリは、川沿いや畑周辺に生え、多いものでは5000コ



アレチウリの果実のかたまり

**アレチウリとは**  
アレチウリは、北アメリカ原産のウリ科の一年生植物で、特定外来生物(※)に指定されています。6月ごろから芽生え、ツルは数メートルから十数メートルに成長します。その果実は硬いトゲを付け、苦く渋みがあるため、食用には適していません。



クズの葉 双葉と本葉を付けたアレチウリの若葉

**アレチウリの見分け方**  
アレチウリは、キュウリのような双葉と五角形をした本葉を付けます。またコイル状の巻きひげが特徴です。  
アレチウリと同じように河川でツルを伸ばして繁茂する在来種に「クズ」があります。クズは全体的に褐色で、葉の形も違い、巻きひげがありません。

以上の種子を付けます。このうち約7割が翌年か翌々年以降に発芽し、その旺盛な繁殖力で個体数を増やします。成長すると長いツルで他の植物に覆いかぶさり、枯らしたり、弱らせたりしてしまいます。また、付近に生息する昆虫などの生物にも悪い影響を与えることが考えられます。

**駆除には地域の皆さんの協力が重要です**  
アレチウリは、生育速度が速く、小さな芽生えでも放っておくとすぐに成長します。一度繁茂すると、駆除するのに、大変な手間と時間が掛かります。アレチウリの根絶には、地域の皆さんの協力が不可欠です。アレチウリを見つけたら、地域の皆さんで協力して、早めの駆除をお願いします。



**アレチウリを駆除するポイント**  
① 種子を付ける前や成長する前など、できるだけ早い時期に抜き取る。  
② 1年に数回(成長期の6月、7月、8月など)抜き取る。  
③ アレチウリが現れなくなるまで数年続ける。

「はかり」

取引・証明に使う「はかり」は、2年に1度の定期検査が必要です。

**計** 量器(はかり)は、使用している間に精度に狂いが生じる場合があります。このため、商店や工場、病院など取引や証明に使用するはかりは、2年に1度の定期検査が計量法で義務付けられています。はかりを使っている人は、必ず定期検査が計量士による検査を受けてください。市内で行われる定期検査は次のとおりです。

●実施日時・場所 都合の良い会場へお出掛けください。

実施日	時間	場所
7月22日(月)	午後 1時～3時30分	明科複合施設 駐車場
23日(火)	午前10時～正午	堀金総合支所 別棟会議室
	午後 1時30分～4時	三郷文化公園 体育館
24日(水)	午前10時～正午	豊科総合支所 駐車場
	午後 1時～3時30分	
25日(木)	午前10時～正午	穂高総合支所西 くるりん広場
	午後 1時～3時30分	

**取引とは** 商品の売買、農家の出荷、運送・保管等の業務上の計量、薬局での調剤のための計量など、有償・無償を問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為をいいます。

**証明とは** 官公庁、学校や保育園での体重測定のような公的な計量、病院・診療所などでの健康診断や診断書を発行するための計量など、他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます。

※家庭用のはかりは検査を受ける必要はありません。

●持参品 はかり(付属のおもり、分銅なども含む)、手数料

●その他 ▼大型のはかりや日程の都合がつかない場合は、定期検査に代えて計量士による代検査を受けてください。(長野県計量協会 40・5230) ▼はかりに付着したほこり・粉などは落として持参してください。▼最近使わなくなったはかりがある場合、市商工労政課

●検査手数料 長野県手数料徴収条例(平成12年条例第2号)

種類	主な用途(業種)	ひょう量等	1コあたりの手数料(円)
電気式はかり 電気抵抗線式 誘電式 電磁式 光電式 圧電式など	食料品 薬局 病院 学校 幼稚園 保育園	100kg以下	1,400
		100kgを超え 250kg以下	1,800
		250kgを超え 500kg以下	2,300
		直線目盛指示はかり	保健所 宅配便
指示はかり	食料品 薬局 病院 学校 幼稚園 保育園 宅配便	100kg以下	500
		100kgを超え 250kg以下	900
		250kgを超え 500kg以下	1,500
		棒はかり	寝具
機械式はかり	薬局 病院	感量比 1/10,000以上	500
		感量比 1/10,000未満	1,000
	酒 米穀 製麺 製菓	100kg以下	500
		100kgを超え 250kg以下	900
手動はかり	病院 薬局	250kgを超え 500kg以下	1,500
		100kg以下	500
分銅・おもり			10

※最小の目量または表記された感量が、ひょう量の1万分の1未満のものにあっては、上記に掲げる手数料の2倍の額とする。

までご連絡ください。▼詳しくは市ホームページをご覧ください。  
長野県計量検査定所(定期検査全般)  
(TEL)47・4006 (FAX)47・9895  
穂商工労政課商業労政係  
(TEL)82・3131 (FAX)82・6622

